

# 留寿都村で 住宅リフォームを支援します

申請期間を延長し、  
事業の再募集を行っております。

## 留寿都村住宅リフォーム支援事業補助金のご案内

留寿都村では、皆様の快適な住環境の整備と地域経済の活性化を図るため、村内事業者が請負施工する住宅のリフォーム工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

### 申請期間・申請方法

【申請期間】 令和5年12月29日(金)まで

【申請方法】 補助金交付申請書、工事の内容・費用がわかる書類（工事図面や工事費内訳書等）、写真（工事前の状況がわかるもの）、その他申請に必要な書類を申請期間内に建設課へ提出してください。

※交付申請に必要な書類の様式は、留寿都村ホームページに掲載しているほか建設課窓口にて用意しています。

### 補助対象者

次の事項を全て満たす者

- ・ リフォーム工事を行う住宅の所有者であって、当該住宅に現に居住又は補助金申請の日から6か月以内に居住することが確約できる方
- ・ 補助金の交付の決定通知があった日に属する年度の末日から、5年を超えて引き続きリフォーム工事を行う住宅に居住することを確約できる方
- ・ 世帯全員の村税及び使用料金等に未納がない方
- ・ 暴力団員の構成員又は暴力団と密接な関係者でない方
- ・ 過去に本事業による補助金の交付を受けていない方

### 補助金額等

【補助金額】

リフォーム工事費の30%

【補助金の限度額】

30万円

【交付要件】

- ① 工事費が20万円以上のリフォーム工事
- ② 補助金の交付は同一住宅に1回限り
- ③ 補助金の交付は一人につき1回限り

【例】

200万円のリフォーム工事の場合

$200 \text{万円} \times 30\% = 60 \text{万円}$  となるが、補助金の上限額が30万円であることから、補助金額は30万円となります。

### 対象となるリフォーム工事

- ① 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事
- ② 外壁、屋根の改修工事及び塗装工事
- ③ 屋根の雪止め設置及び修繕工事
- ④ 台所、浴室又は便所を改修する工事
- ⑤ 間取りの変更及び開口部の新設等の工事
- ⑥ 建具の取替え等の工事
- ⑦ 畳替え、畳表替え
- ⑧ 断熱、気密又は遮音工事
- ⑨ 屋内給排水管、附属設備の新設又は劣化改修工事
- ⑩ 電気設備工事を伴う空調機器又は省エネ照明機器の設置工事
- ⑪ 自然再生可能エネルギー利用機器（太陽光発電システム・太陽熱利用システム・熱交換システムなど）の設置工事
- ⑫ 住宅と連結している車庫又は物置の修繕工事
- ⑬ その他住宅の機能や性能を維持・向上させるための工事

### お問合せ先

留寿都村役場建設課建設係 電話：0136-46-3131 Email：s-kensetsu@vill.rusutsu.lg.jp